令和７年度
倉吉市排水設備指定工事店講習会

日時：令和７年11月７日（金）午前10時～

場所：倉吉未来中心セミナールーム３

講習内容

1　排水設備工事設計施工基準の制定について

2　排水設備の申請と設計に関する留意事項からの主な変更点、追加等

3　設計・施行時の注意事項

4　その他

１　排水設備工事設計施工基準の制定について

＊「排水設備の申請と設計に関する留意事項」が簡易的な内容であったため

＊令和７年４月制定

＊「排水設備工事設計施工基準」は倉吉市Webページにて公開中

＊「排水設備の申請と設計に関する留意事項」は廃止

２　排水設備の申請と設計に関する留意事項からの主な変更点、追加等

＊公共下水道区域、受益者負担金の明記（第１章）

＊集落排水区域、分担金の明記（第１章）

公共下水道・集落排水の区域等について、上下水道局に問い合わせる必要があったが、各自で確認することが可能。

ただし、各区域については一部の場合があるので、現地確認を行い公共汚水桝が不明な場合等は上下水道局工務課給排水係に問い合わせ。

排水設備工事設計施工基準　1-3～1-5ページ

＊指定工事店及び責任技術者（第２章）

排水設備指定工事店制度の概要、責務。また、責任技術者の役割と責務を明記。

排水設備指定工事店及び責任技術者として責務等については、熟知されていると思いますが、今一度確認してください。

排水設備工事設計施工基準　2-1～2-2ページ

＊一部接続の事前協議（第３章　３.１.２）

汚水は、原則公共下水道等に接続した排水設備によって排除するが、個々の事情によっては段階的に行わざるを得ない場合がある。

一部接続の場合、以前は申請書とともに確約書（一部接続）を提出で審査を行っていたが、現在は確約書（様式－④イ）を提出、事前協議を行い、許可後に申請書提出となります。

・未接続の汚水については、公衆衛生上の問題が生じる場合は当事者において適切に処理しなければならない

・未接続部分について、その理由解消に努め、解消時はすみやかに接続する

排水設備工事設計施工基準　3-1ページ

2　排水設備の申請と設計に関する留意事項からの主な変更点、追加等

＊申請書等の押印（第３章　３.５.１）

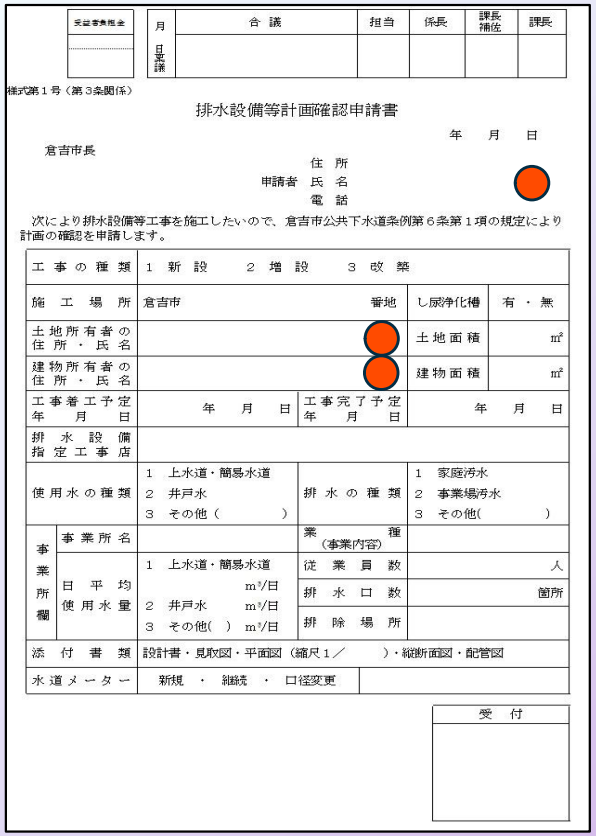

受益者負担金	月日	合議	担当	係長	課長補佐	課長
	合議					

様式第１号（第３条関係）

排水設備等計画確認申請書

年　月　日

倉吉市長

住所
申請者　氏名
電話

次により排水設備等工事を施工したいので、倉吉市公共下水道条例第６条第１項の規定により計画の確認を申請します。

工事の種類	１ 新設　２ 増設　３ 改築			
施工場所	倉吉市　番地	し尿浄化槽	有・無	
土地所有者の住所・氏名		土地面積	㎡	
建物所有者の住所・氏名		建物面積	㎡	
工事着工予定年月日	年　月　日	工事完了予定年月日	年　月　日	
排水設備指定工事店				
使用水の種類	１ 上水道・簡易水道 ２ 井戸水 ３ その他（　）	排水の種類	１ 家庭汚水 ２ 事業場汚水 ３ その他（　）	
事業所欄 事業所名		業種（事業内容）		
事業所欄 日平均使用水量	１ 上水道・簡易水道　㎥/日 ２ 井戸水　㎥/日 ３ その他（　）㎥/日	従業員数	人	
		排水口数	箇所	
		排除場所		
添付書類	設計書・見取図・平面図（縮尺１／　）・縦断面図・配管図			
水道メーター	新規・継続・口径変更			

受付

排水設備等計画確認書の押印は３箇所

- **申請者**
- **土地所有者**
- **建物所有者**

指定工事店の押印は必要ありません。

責任技術者の記入欄はなくなりました。添付書類の設計書（設計者）に記入。

排水設備工事設計施工基準　3-３～3-4・様式集ページ

2　排水設備の申請と設計に関する留意事項からの主な変更点、追加等

＊申請書等の押印（第３章　３.５.１）

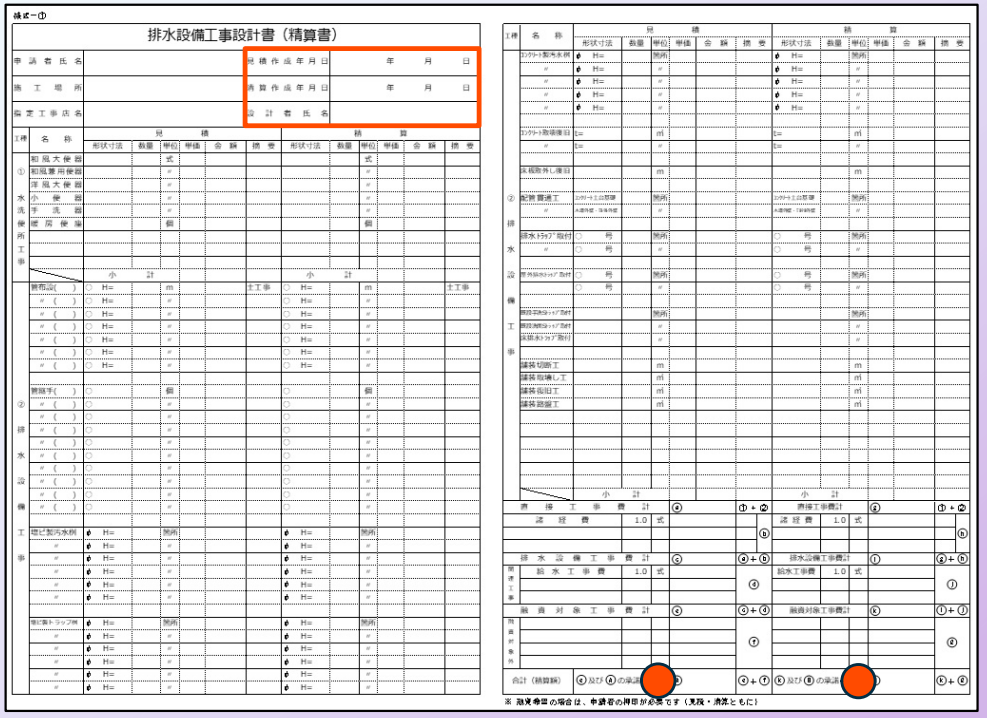
様式－①

排水設備工事設計書（精算書）

申請者氏名　　見積作成年月日　　年　月　日

施工場所　　清算作成年月日　　年　月　日

指定工事店名　　設計者氏名

※ 融資希望の場合は、申請者の押印が必要です（見積・清算ともに）

申請者の確認印必要なのは、融資希望の場合。

・見積時

・清算時

新様式は、見積作成年月日と清算作成年月日を分けました。

設計者は責任技術者であること。

排水設備工事設計施工基準　3-4・様式集ページ

＊申請書添付書類の一部変更（第３章　３.５.１）

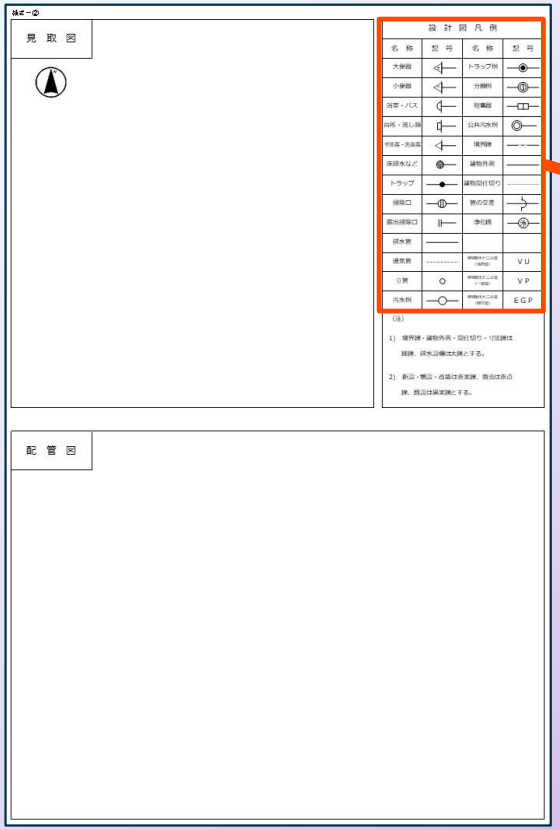

設計図凡例

名称	記号	名称	記号
大便器		トラップ例	
小便器		分離例	
浴室・バス		阻集器	
台所・流し類		公共汚水例	
手洗器・洗面器		境界線	
床排水など		建物外周	
トラップ		建物間仕切り	
掃除口		管の交差	
露出掃除口		浄化槽	
排水管			
通気管			VU
立管			VP
汚水例			EGP

設計図凡例の修正

- **器具記号は変更なし**
- **分離桝を追加**
- **雨水系を削除**
- **管種を追加**

排水設備工事設計施工基準　様式集ページ

＊排水設備の変更（第３章　３.４）

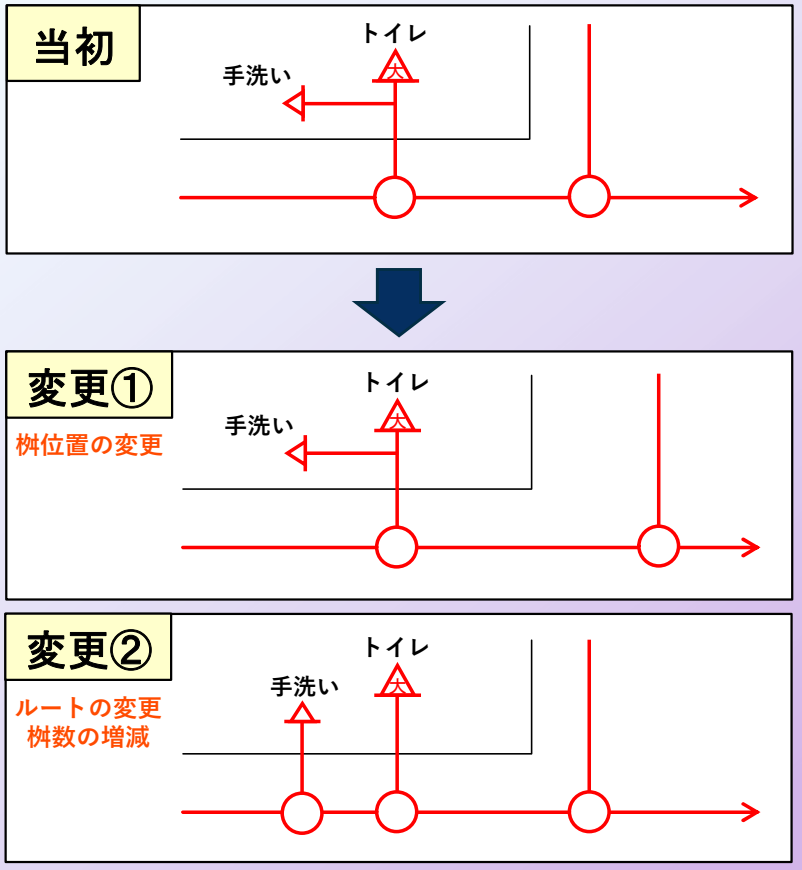

変更届の提出が不要な変更とは。

- **汚水桝深さの変更**
- **汚水桝間距離の変更**
- **勾配の変更**
- **上記変更に伴う材料の変更**

※条例及び規程に適合する範囲内

変更①･･･変更届は不要

変更②･･･変更届の提出が必要

排水設備工事設計施工基準　3-３ページ

＊基本調査での公共汚水桝確認（第４章　４.２）

コンクリート製公共汚水桝

現地調査で公共汚水桝の確認を行いますが、破損及び不明水の侵入等を確認した場合は、状況写真を添付し報告してください。

・コンクリート製

・プラスチック製

不明水は汚水処理費の増加に繋がりますので、公費にて取替を行っています。その際の取替工事にご協力お願いします。

排水設備工事設計施工基準　4-1ページ

＊基本調査での公共汚水桝確認（第４章　４.２）

下水道整備初期のコンクリート製、プラスチック製は密閉性が低いため、優先的に取替を行っています。

①コンクリート製

・蓋径500mm、鍵穴あり

②プラスチック製

・蓋径350mm、ラッパ形状

※どちらもゴムパッキンが無く、鉄蓋は受枠に置かれている状態

排水設備工事設計施工基準　4-1ページ

2　排水設備の申請と設計に関する留意事項からの主な変更点、追加等

＊管種及び管径等（第４章　４.５）

器　具	トラップ最小口径	器　具	トラップ最小口径
大便器	75mm	浴槽（洋風）	40mm
小便器（小型）	40mm	調理流し	40mm
ビデ	30mm	洗濯流し	40mm
洗面器	30mm	汚物流し	75mm
手洗器	25mm	掃除流し	65mm
洗髪器	30mm		

食洗機について、表４－１に記載なし。

食洗機からの口径は主に20mmまたは25mm。調理流しに付随する設備とし、合流箇所まではその口径で配管可能。（ただし、HT管を使用すること。）

施工基準には、次回の改定時に掲載予定。

排水設備工事設計施工基準　4-3ページ

＊管種及び管径等（第４章　４.５）

「排水設備の申請と設計に関する留意事項」

【設計・施工関係】

8）建物外壁からの配管について

~~建物の基礎からφ50等の既設管が出ている場合は、基礎から出た箇所でインクリーザ等でφ75に変換してから桝に接続すること。~~

汚水の一部を排除する排水管で、延長が３ｍ以下は内径75mmとすることができる。（倉吉市公共下水道条例第４条）　→　屋外排水設備に適用

排水設備工事設計施工基準　4-3ページ

＊屋外排水設備の管渠勾配（第４章　４.６）

公共下水道・集落排水区域ともに、規程では1.0%以上としている。

しかし、排水を支障なく流せるため、以下について留意する。

・2.0%確保できる場合は、掃流力を考慮して2.0%が基本

・5.0%を超えると汚水のみが流れ、固形物が残る場合があるので上限は5.0%

・起点桝から公共汚水桝までは隆起のない一定の勾配

・途中で緩くすると汚水溜まりの原因になるので避ける

排水設備工事設計施工基準　4-3～4-4ページ

＊宅内桝の設置箇所、種類等（第４章　４.９）

トイレ排水からの合流桝は45度合流段差付桝（45YS)とする。

なお、桝の上流45度曲部について、桝から１m以内であれば45度エルボとすることができる。

桝から１mを超える場合は、45L桝の設置が必要です。

ドロップ桝の下部は大曲りエルボ（LL）とする。（DL不可）

ドロップ桝＋LLの場合の最小落差は313mmとなるので、313mm以下の場合は、落差調整桝、フリーインバート桝を使用すること。（落差50～310ｍｍ可能）

排水設備工事設計施工基準　4-5ページ

＊宅内桝の設置箇所、種類等（第４章　４.９）

集落排水区域においては分離桝の設置が必要。

・洗面台については、シャワーヘッド式の場合は分離桝が必要

・使用者が定期的な清掃を行うため、深い設置は避けること。目安としては深さ50cm以内が望ましい。（分離桝まで１％、以降２％でも可）

・分離桝下流で雑排水系統との合流桝は、汚物の逆流を避けるため１m以上離すこと。また、45度合流桝が望ましい。（本資料　３　設計・施工時の注意事項にて図示）

排水設備工事設計施工基準　4-5ページ

＊宅内桝の設置箇所、種類等（第４章　４.９）

油脂遮断装置

① 油脂販売店、料理店等　・・・　グリストラップ

② 自動車修理工場、洗車場等　・・・　オイルトラップ

③ 歯科医院・技工所等　・・・　プラスタートラップ

④ コインランドリー・クリーニング店　・・・　ランドリートラップ

⑤ 理髪店・美容院等　・・・　ヘアトラップ（洗面台に設けてもよい）

※コインランドリーについて、分離桝からランドリートラップに変更

※阻集器の種類によって計算式が違うので注意すること

排水設備工事設計施工基準　4-6ページ

＊ポンプ施設（第４章　４.１１）

自然流下が十分でない場合における排水は、ポンプ施設を設けなければならない

- 管径は、ポンプ能力により決定する（100mm以下でも可）
- 汚水の滞留を防ぐため、管路には勾配を有すること（１％以下でも可）
- 点検口が必要な場合は、適切な箇所に設置すること（桝間距離が120倍を超える、桝径が150mm以下でも可）
- 圧送管を直接公共汚水桝に接続してはならない（公共汚水桝手前に桝を設置）

排水設備工事設計施工基準　4-6～4-7ページ

＊図面等の種類及び書式（第４章　４.１４.１）

種　別	単　位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下２位まで	7.85
桝の寸法	cm		15
管径（呼び径）	mm		100
管の勾配	%	小数点以下１位まで	2.0/100
桝の深さ	cm		43
管底高等の高さ	m	小数点以下２位まで	2.89

変更箇所

図面の記載数値を、日本下水道協会に合わせる

- **管路延長、小数点以下１位まで → 小数点以下２位まで**
  （小数点以下２位を０か５に丸める。二捨三入、七捨八入）
- **勾配は２％以上だからと2.0％と記載しないこと**

排水設備工事設計施工基準　4-7～4-8ページ

＊公共汚水桝接続（第４章　４.１５）

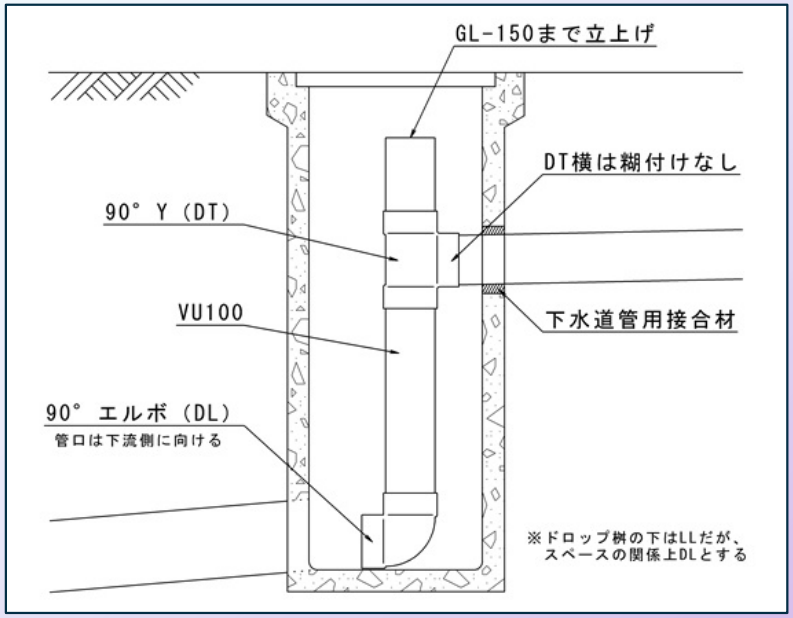

コンクリート製公共汚水桝について、内副管（公共汚水桝内ドロップ）を可とする。

- **図面に、内副管を明記**
- **完成時に、接続写真・内部写真を添付**

排水設備工事設計施工基準　4-7～4-8ページ

３　設計・施工時の注意事項

＊桝間の距離について

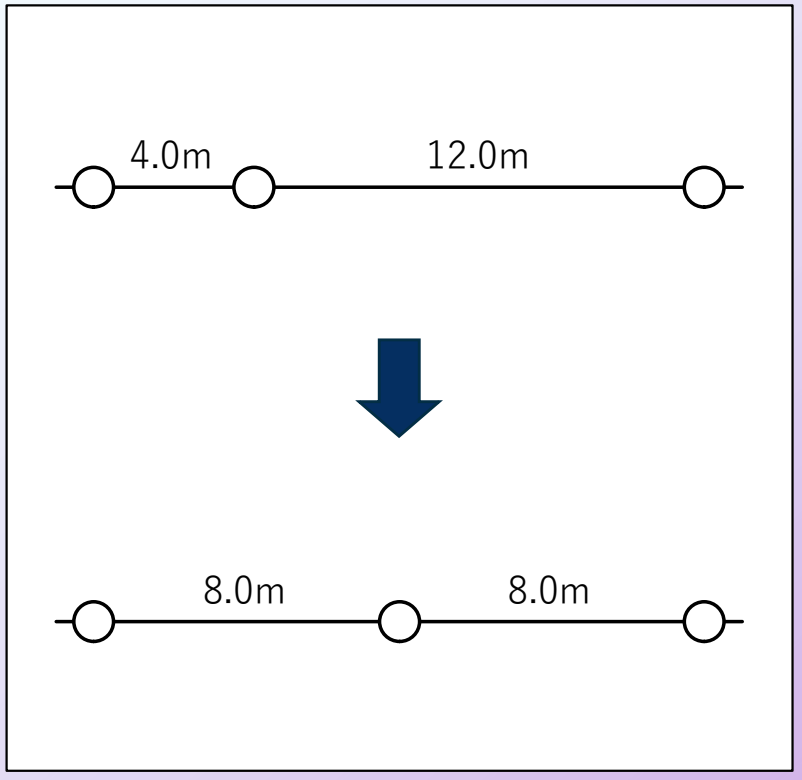

桝間の距離は「内径の120倍以下の間隔」と定められており、内径100mmの場合は最大12mとなる。

12mを超える場合、閉塞等の維持管理を考慮して、中間点付近に桝を設置する。

ただし、駐車場等では、荷重のかからない場所に設置する事も重要。

＊分離桝下流の合流桝について

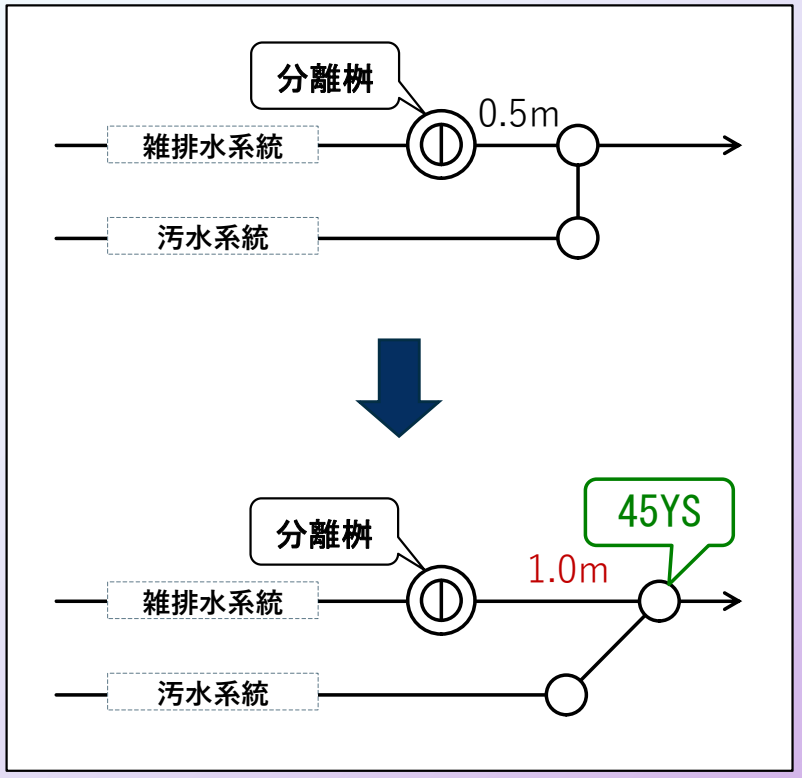

集落排水では雑排水系統に分離桝の設置を定めている。

分離桝の下流で汚水系統と合流する場合において、分離桝と合流桝は１ｍ離す。また、合流桝は45度段差付が望ましい。

分離桝と合流桝が近い場合、汚水が逆流して、汚物が分離桝内に入る恐れがあります。

＊管接続部の段差について

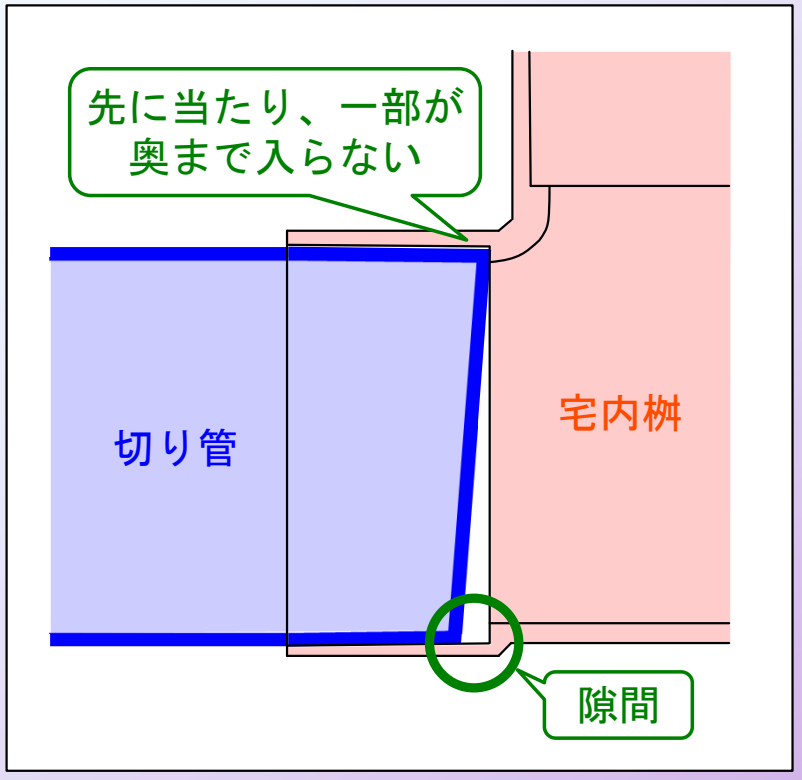

桝接続・カラー接続等の際、①斜め切断、②挿し込み不良によって管内に段差ができる。

①切断時、垂直に切断できていない

②差し込み位置の不確認

マーキング等のひと手間で垂直切断、規定箇所の差し込みはできるので、丁寧な施工をお願いします。

＊桝の水平確認について

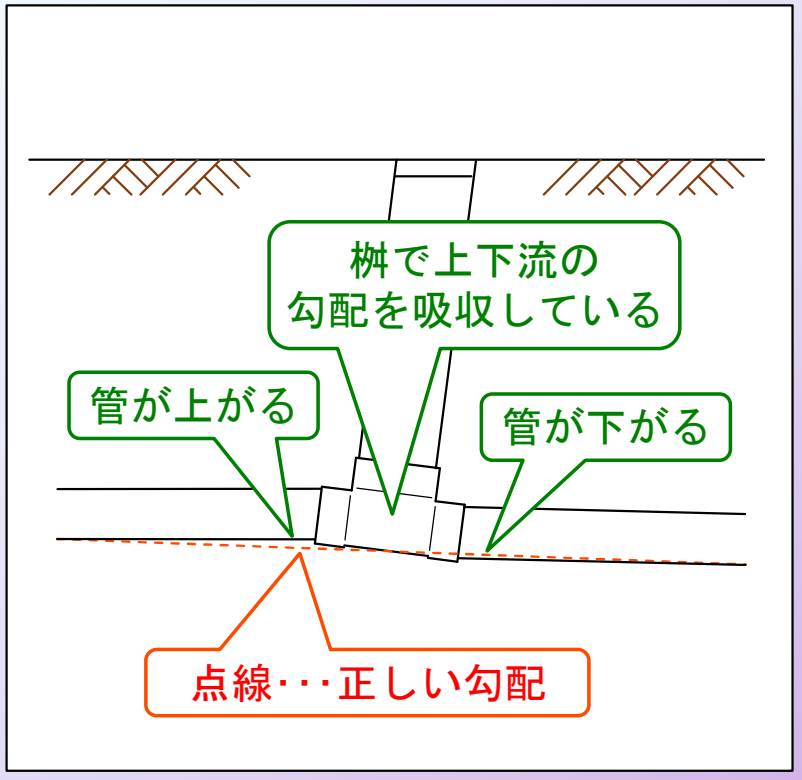

宅内桝を設置する際に、水平器を用いる事は当然の事ですが、埋戻しの際にも水平器を使用する。

桝を斜めに設置すると、桝だけでなく付近の管勾配にも狂いが生じて、滞水の原因となる。

兼用桝を使用すると、管勾配に合わせて立ちが斜めになるので、兼用桝はなるべく使用しない。

＊公共汚水桝接続時の写真撮影について

・全景（公共汚水桝及び対象建物等）

・近景（接続箇所）

・Co桝内副管の場合、内部状況

※近景のみでは、申請箇所の現場と判断できない

※φ100立上げがある場合は、ドロップ桝設置箇所

※底部接続の場合は、直管接続箇所

＊土砂の流入について

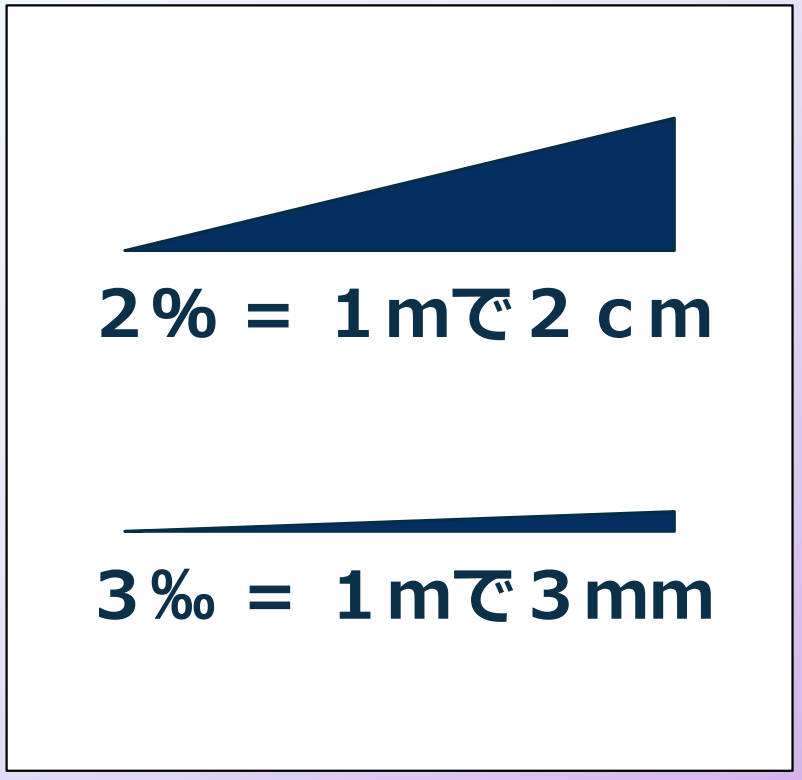

　倉吉市の公共下水道・集落排水は分流式であるので、雨水等の流入は想定していない。

　排水設備の勾配は、１～２％ありますが、下水道本管の勾配は、３‰です。わずかな土砂でも閉塞に繋がる恐れがある。

　排水設備工事時、宅内桝の開閉・清掃時において、土砂等の固形物が入らないようにご注意ください。

4　その他

＊排水設備等工事完了日について

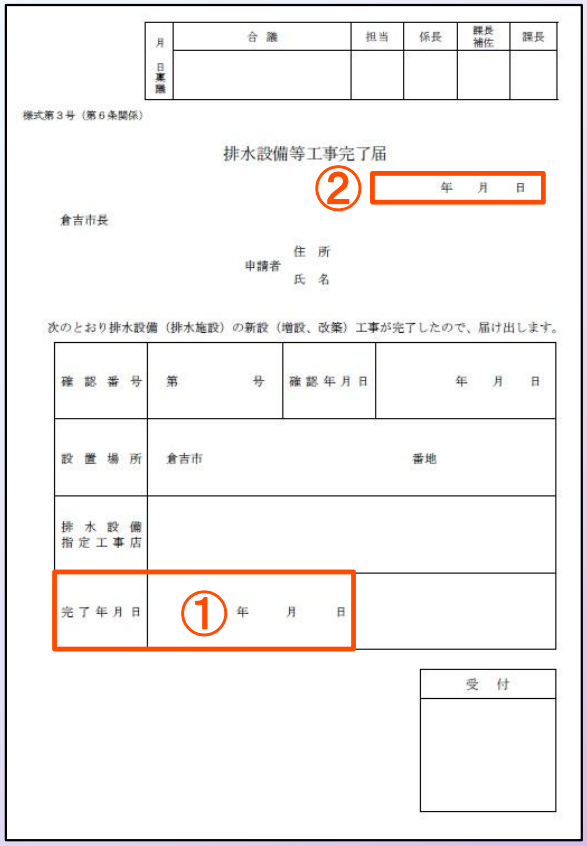

月日	合議	担当	係長	課長補佐	課長
月日					

様式第３号（第６条関係）

排水設備等工事完了届

②　年　月　日

倉吉市長

申請者　住所
　　氏名

次のとおり排水設備（排水施設）の新設（増設、改築）工事が完了したので、届け出します。

確認番号	第　号	確認年月日	年　月　日
設置場所	倉吉市　番地		
排水設備指定工事店			
完了年月日	①　年　月　日		

受付

倉吉市公共下水道条例

第７条　排水設備工事等の新設等を行った者は、その工事の完了した日から５日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

①完了年月日　と　②届出年月日

この間が５日間を越えないように注意してください。

※完了年月日とは、現場完了ではなく、清算が完了した日以降となります

＊申請書、図面等の提供について

排水設備工事を行った申請書、図面等を施主様に提供するようにしてください。

・維持管理に必要

・屋外の掘削工事に必要

・グリストラップ、分離桝の位置確認

新築の場合は、工務店を通じて提供してください。

給水装置工事も同時に行う場合は、給水装置工事申込書等も施主様に提供してください。

＊新規公共汚水桝の設置について

「倉吉市公共下水道公共汚水ます設置要綱」を令和６年に定めています。

平成27年に定めた汚水ます設置基準の改定版となります。

◆公費にて、１筆の土地に１箇所設置する

※１筆とは、同一所有者の連続した一団の土地

◆面積が500㎡以上ある場合は、追加でもう１箇所可能（合計２箇所まで）

※面積は、その土地に対する下水道整備時の面積

上記以外（主に、面積500㎡以下で２箇所目、500㎡以上で３箇所目）で設置を希望する場合は、私費での設置となります。

＊排水設備工事責任技術者試験について

鳥取県下水道協会が実施している、下水道排水設備工事責任技術者試験の実施時期について。

試験は、原則として３年に１回実施する。と定められている。

◆前回　令和５年度（令和５年11月25日(土)実施）

◆次回　令和８年度

受付期間は９月頃、試験は11月頃になると思われます。

倉吉市では、受付月の市報及び倉吉市Webページにて広報予定です。

ご清聴ありがとうございました